

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第66号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表2乙類経済局の項中「中央卸売市場本場管理課」を「中央卸売市場本場施設課」に、「中央卸売市場北部市場管理課」を「中央卸売市場北部市場施設課」に改め、同類健康福祉局の項中「課長補佐（介護統括）」を削り、

「

厚生院管理課に勤務し、救護施設の入所者の介護を行う介護員	指導服（冬） ズボン	4年 2年
厚生院管理課に勤務し、特別養護老人ホームの入所者の介護を行う介護員	指導服（冬） ズボン	3年 2年

を

中央看護専門学校（管理課を除く。）に勤務する者	○看護衣（上・半袖）	1年
	○看護衣（下）	1年

厚生院管理課に勤務する介護員	指導服（冬）	3年	に、
	ズボン	2年	

予防衣	1年	を
-----	----	---

看護衣（上・半袖）	2年	に改め、同類子ども青少年局の項中
看護衣（下）	2年	

「児童福祉センター中央療育センターみどり学園、わかくさ学園及びすぎのこ学園並びにくすのき学園、」を「児童福祉センター中央療育センター及びくすのき学園、」に、「児童福祉センター中央療育センターみどり学園、わかくさ学園及びすぎのこ学園並びにくすのき学園に」を「児童福祉センター中央療育センターに勤務する者にあつては所長補佐を、児童福祉センターくすのき学園に」に、「、園長」を「園長」に改め、同類住宅都市局の項中「リニア関連都心開発部」を「都心まちづくり部」に改め、同類区役所の項中

予防衣	1年	を
-----	----	---

看護衣（上・半袖）	2年	に、「保健福祉センター公害対策
看護衣（下）	2年	

室」を「保健福祉センター公害対策課」に改める。

別表 3 丙類住宅都市局の項中「リニア関連都心開発部」を「都心まちづくり部」に改め、同類緑政土木局の項中

「  

長靴	2年
----	----

 を  
 」

「  

長靴	2年
安全靴	3年

 に改め、同類教育委員会事務局の項  
 」

中「及び技師」の次に「並びに博物館総務課に勤務する課長補佐（施設）」を加え、

「

給食調理室の床がウエットシステムの小学校等に勤務する調理員	料理帽 料理服（上）（3着） 料理服（下） エプロン（料理用）（3着） エプロン（洗い場用） 長靴 靴（配膳用）	1年 2年 3年 2年 3年 1年 3年
-------------------------------	--	--

を  
 」

「

給食調理室の床がウエットシステムの小学校等（教育長が別に定める小学校等に限る。）に勤務する調理員	料理帽 料理服（上）（3着） 料理服（下） エプロン（料理用）（3着） エプロン（洗い場用） 靴（配膳用） 靴（ドライ用）	1年 2年 3年 2年 3年 3年 1年
--	---	--

」

給食調理室の床がウエットシステムの小学校等（教育長が別に定める小学校等を除く。）に勤務する調理員	料理帽	1年
	料理服（上）（3着）	2年
	料理服（下）	3年
	エプロン（料理用）（3着）	2年
	エプロン（洗い場用）	3年
	長靴 靴（配膳用）	1年 3年

に改める。

」

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、なお従前の例による。